警戒区域内で薬局を経営する申立人について、店舗内に残置された棚卸資産の財物損害が賠償された事例。

294-1

（一部）和　解　契　約　書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

１　和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

損害項目　営業損害（逸失利益）

期　　間　自　平成２３年3月１１日

至　平成２３年１２月３１日

２　和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金１０９万４６６３円の支払義務のあることを認める。

３　支払方法

（省略）

４　清算

申立人と被申立人は、第１項記載の損害項目及び期間（これに係る遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

５　手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成２４年１１月５日

（仲介委員　髙井章光）

警戒区域内で薬局を経営する申立人について、店舗内に残置された棚卸資産の財物損害が賠償された事例。

294-2

（全部）和　解　契　約　書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

１　和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

（１）　損害項目　財物損害（棚卸資産）

金　　額　５，０３０，１００円

（２）　損害項目　弁護士費用（上記損害と平成２４年１１月５日付申立人・被申立人間で締結された（一部）和解契約書第１項記載の損害項目についての）

金　　額　１８３，７４３円

２　和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金５，２１３，８４３円の支払義務のあることを認める。

３　仮払補償金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、仮払補償金として金１，４４５，５２６円を支払済みであることを確認する。

この仮払補償金１，４４５，５２６円について、第２項記載の和解金５，２１３，８４３円と清算する。

４　支払方法

（省略）

５　清算

申立人と被申立人は、第１項記載の損害項目（これに係る遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

６　手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成２５年1月１５日

（仲介委員　髙井章光）